

ペルー
産業財産法

工業所有権の共通制度を制定するアンデス共同体委員会決議 486 の補足規定を承認する法定命令 No. 1075
2008 年 6 月 27 日

目次

- 第 I 編 適用範囲
- 第 1 条 適用範囲
- 第 2 条 受益者
- 第 3 条 工業所有権を構成する要素
- 第 4 条 所轄当局
- 第 5 条 権限の委任

- 第 II 編 登録総則
- 第 6 条 工業所有権の排他性
- 第 7 条 行為の登録
- 第 8 条 登録の無効
- 第 9 条 事実記載
- 第 10 条 登録及び記録の公告
- 第 11 条 非開示及び秘密保持

- 第 III 編 手続総則
- 第 12 条 優先権
- 第 13 条 言語
- 第 14 条 出願要件
- 第 15 条 委任状
- 第 16 条 ファイルの記録
- 第 17 条 証拠
- 第 18 条 出願の放棄
- 第 19 条 優先権の利益
- 第 20 条 権利の譲渡
- 第 21 条 決定の言渡
- 第 22 条 手数料の還付
- 第 23 条 訴権濫用の異議申立
- 第 24 条 手続の時間枠
- 第 25 条 手続の停止

- 第 IV 編 特許登録に関する規定
- 第 26 条 情報の開示

- 第 27 条 出願の補正
- 第 28 条 訂正
- 第 29 条 クレーム
- 第 30 条 公告の内容
- 第 31 条 異議申立
- 第 32 条 不合理な遅延の調整
- 第 33 条 調整の請求
- 第 34 条 調整期間
- 第 35 条 特許所有者に起因する遅延
- 第 36 条 雇用又は服務契約の過程で開発された発明
- 第 37 条 教育及び研究センターにおいてなされた発明
- 第 38 条 研究のための再投資
- 第 39 条 第三者による情報の生成
- 第 40 条 強制ライセンス

第 V 編 保護証

- 第 41 条 保護証
- 第 42 条 申請の内容
- 第 43 条 申請の付属物
- 第 44 条 保護証の所有

第 VI 編 標章登録に関する規定

- 第 45 条 類似性の判断
- 第 46 条 説明的標識
- 第 47 条 図的標識
- 第 48 条 混成標識
- 第 49 条 概念上の類似性
- 第 50 条 標章登録出願
- 第 51 条 願書
- 第 52 条 出願日
- 第 53 条 出願の公告
- 第 54 条 異議申立
- 第 55 条 異議申立期間
- 第 56 条 標識の併存
- 第 57 条 調停審理
- 第 58 条 複数類の登録
- 第 59 条 出願の分割
- 第 60 条 出願の譲渡
- 第 61 条 更新請求
- 第 62 条 登録の移転
- 第 63 条 商標ライセンス

- 第 64 条 修正記録請求
- 第 65 条 所有権の変更
- 第 66 条 不備の訂正
- 第 67 条 ライセンスの場合の責任
- 第 68 条 商標権に関する担保権
- 第 69 条 登録所有者のデータの修正
- 第 70 条 登録の分割
- 第 71 条 登録の取消
- 第 72 条 取消の通知
- 第 73 条 無効の請求
- 第 74 条 無効の通知

第 VII 編 広告スローガンの登録に関する規定

- 第 75 条 広告スローガンの登録
- 第 76 条 広告スローガンの登録標章との関連付け

第 XI 編 団体標章の登録に関する規定

- 第 77 条 団体標章
- 第 78 条 団体標章に起因する訴訟の提起
- 第 79 条 団体標章の無効，取消及び失効

第 VIII 編 証明標章の登録に関する規定

- 第 80 条 証明標章
- 第 81 条 証明標章に起因する訴訟の提起
- 第 82 条 証明標章の無効，取消及び失効

第 IX 編 商号に関する規定

- 第 83 条 商号
- 第 84 条 証拠
- 第 85 条 出願の公告
- 第 86 条 商号に基づく権利の行使
- 第 87 条 追加の実施

第 X 編 原産地名称に関する規定

- 第 88 条 原産地名称
- 第 89 条 禁反言
- 第 90 条 公告
- 第 91 条 出願の内容
- 第 92 条 異なる地理的区域
- 第 93 条 許可の遵法性
- 第 94 条 外国での認知

第 XI 編 権利侵害訴訟に関する規定

第 I 章 所轄国家当局の権限

第 95 条 侵害訴訟の処理

第 96 条 知的所有権審判室の権限

第 II 章 侵害を構成する行為

第 97 条 侵害行為

第 98 条 不公正競争

第 III 章 工業所有権の侵害手続

第 1 節 当事者の請求による手続

第 99 条 当事者の請求による手続

第 100 条 住所

第 101 条 省略の訂正

第 102 条 訴状に対する異議申立

第 103 条 証拠

第 104 条 立証責任

第 105 条 費用の負担

第 106 条 証拠の拒絶

第 107 条 職権による証拠手続

第 108 条 調停審理

第 109 条 事件の解決段階

第 110 条 訴訟の時効

第 2 節 職権による訴訟

第 111 条 職権による訴訟

第 IV 章 予防措置

第 112 条 予防措置の変更

第 113 条 予防措置の終結

第 114 条 免責

第 V 章 捜査及び現地調査の権限

第 115 条 捜査の権限

第 116 条 虚偽の情報

第 117 条 情報要求

第 118 条 調査に関する精査

第 119 条 国家警察の介入

第 VI 章 制裁，最終措置及び強制的罰金

第 1 節 制裁

第 120 条 制裁

第 121 条 制裁の決定

第 2 節 最終措置

第 122 条 最終措置

第 3 節 強制的罰金

第 123 条 罰金

第 124 条 虚偽の告発

第 4 節 罰金の減額

第 125 条 罰金の減額

第 VII 章 費用及び手数料

第 126 条 費用及び手数料

第 127 条 理由

第 VIII 章 手続の終結期間

第 128 条 手続の終結期間

第 IX 章 損害賠償

第 129 条 損害賠償

第 130 条 考慮されない収益

第 XII 編 審判行為

第 131 条 再審理請求

第 132 条 審判

第 133 条 審判の範囲

第 134 条 審判の付与

第 135 条 審判の結果

第 XIII 編 審判手続

第 136 条 審判手続

第 137 条 証拠

第 138 条 審判室の決定

最終補足規定

第 1 工業所有権に関する国内法

第 2 他の標識の使用

第 3 技術報告

第 4 民事訴訟

第 5 補足適用規則

第 6 効力

経過補足規定

第 1 適用

補足廃止規定

第 1 廃止規則

第 I 編 適用範囲

第 1 条 適用範囲

本法定命令の目的は、ペルー国憲法並びに加盟している関連ある国際協定及び条約に従い、工業所有権を構成する要素を規制し、保護することにある。

本法定命令の目的は、ペルー国憲法並びに加盟している関連ある国際協定及び条約に従い、工業所有権の共通制度を制定する決議 486 における補足的側面を規制することにある。

第 2 条 受益者

自然人若しくは法人又はその他の公的若しくは私的の主体は、国家的か非国家的か、営利目的か非営利目的か、居所がペルーであるか外国かを問わず、本法定命令の利益を享受することができる。

本法定命令は、経済活動のあらゆる分野に適用される。

第 3 条 工業所有権を構成する要素

本法定命令の適用上、工業所有権の構成要素は次の通りとする。

- (a) 特許
- (b) 保護証
- (c) 実用新案特許
- (d) 意匠
- (e) 営業秘密
- (f) 集積回路配置図
- (g) 商標又はサービスマーク
- (h) 団体標章
- (i) 証明標章
- (j) 商号
- (k) 広告スローガン、及び
- (l) 原産地名称

第 4 条 所轄当局

公正競争知的所有権保護庁 (INDECOPI) の発明新技術局は、特許、保護証、実用新案、意匠及び集積回路配置図に関係する事件(これらに関する行政手続における訴訟を含む)を審理して決定する第 1 審管轄権を有する。また、技術の使用、技術支援、基本及び詳細エンジニアリング、経営及びフランチャイズに関する外国起源のライセンスの登録も管轄する。

公正競争知的所有権保護庁 (INDECOPI) の識別標識局は、商標又はサービスマーク、商号、広告スローガン、団体標章、証明標章及び原産地名称に関係する事件(これらに関する行政手続を含む)を審理して決定する第 1 審管轄権を有する。また、識別標識のライセンスを含む契約登録簿及び技術移転契約登録簿も管轄する。

公正競争知的所有権保護庁 (INDECOPI) の知的所有権審判室は、行政手続の第 2 審及び

最終審として審判請求を審理して判決する。

第5条 権限の委任

所轄当局は、公的又は私的の主体に対し、工業所有権に係る登録出願及びその他の記録又は書類を受領する権限を委任することができる。その場合は、前記書類は、委任を受けた主体が受領した時点で提出されたとみなされる。所轄当局は、追加の権限の委任を命じることができる。

第 II 編 登録総則

第 6 条 工業所有権の排他性

工業所有権は、その所有者に対し、保護の対象に対する排他性を与えるものとし、これらの権利の正規の行使は、独占的運営又は反競争的行為として制裁することができない。

第 7 条 行為の登録

工業所有権に影響を及ぼす譲渡、ライセンス、修正その他の行為は、工業所有権登録簿に登録することができる。

前段落にいう行為及び契約は、申請時より第三者に対して効力を有する。

識別標識の登録に関するライセンスの場合は、その有効性又は第三者に対する効力の何れも、その申請を条件とはしない。

別段の証明が提供されない限り、何人も関連する登録簿になされた登録の内容について認識していると推定され、登録は修正又は無効とされない限り、真正なものとみなされる。

所轄当局は、それぞれの登録簿が編纂される方法を制定し、必要に応じて申請の規定を定める。

第 8 条 登録の無効

登録無効の宣言は、当該登録又はその元となる出願の何れも本法定命令に規定するように有効でないことを遡及的に確立するものとする。

無効の遡及的効果は、登録所有者が悪意で行為した場合に生じる損害の賠償責任を無効にすることなく、次の事項には影響を及ぼさない。

- (a) 無効宣言の前に言い渡されて行使された工業所有権侵害に関する決定、及び
- (b) 無効宣言の前に存在していたライセンス契約。ただし、これらの契約が同宣言前に締結されたことを条件とする。

第 9 条 事実記載

所轄当局は、職権により又は当事者の請求により、提出された取消請求及び無効請求の事実記載を関連する登録簿に含めるものとする。

前段落に定める手続において行政経路を消尽した決定が言い渡されたときは、同様に、対応する記入を行うものとする。

第 10 条 登録及び記録の公告

次の場合を除き、登録及び記録は、訴訟を含め、処理中であるか否かを問わず、公衆の閲覧に供するものとする。

- (a) 特許、実用新案及び意匠の記録が決議 486 第 40 条、第 85 条及び第 125 条の規定に準拠する場合

- (b) 訴状が送達されるまでの工業所有権の侵害に関する記録の場合

何人も、当該手続の当事者であるか否かを問わず、公的記録並びに登録記入事項、対

応する手数料の納付後に交付された証明書又は権原證書の全部又は一部の単純な写し又は認証謄本を請求することができる。

第 11 条 非開示及び秘密保持

所轄国家当局が秘密とみなされる情報を受領又は入手した場合は、この当局は、関係当事者の請求により、関連ある規則に従い、当該情報の非開示及び秘密保持を保証するものとする。

第 III 編 手続総則

第 12 条 優先権

工業所有権法における優先権は、登録出願がなされた日時によって決定される。最初の出願人に付与された優先権は、当該出願人の善意を示唆し、それゆえ、そうでないことが証明されたときは、当該優先権は認められない。

第 13 条 言語

登録出願は、スペイン語で行うものとする。異なる言語で作成された書類は、無認証のスペイン語翻訳文と共に提出するものとする。公式翻訳文の提示は請求されないものとするが、ただし、無認証の翻訳文を翻訳者及び関係当事者の責任において提示することを条件とする。

前段落の規定を害することなく、所轄当局は、適切とみなされる場合又は最長 10 就業日の更新不能期間内に翻訳文を請求する場合は、書類の翻訳文の提示を免除することができるが、ただし、本法定命令が異なる期間を設定する場合を除く。

承認の要求はスペイン語で提示するものとし、そうしなかった場合は、出願は処理されないものとする。

第 14 条 出願要件

工業所有権の処分又は譲渡行為の登録に対しては、法律が更なる方式要件を求める場合を除き、この行為を私的証書において言及し、署名を公証人が証明すれば足るものとする。書類が外国で作成される場合は、ペルー領事館員が認証するものとする。

所有権の変更については、これが契約に起因する場合は、出願人が同人の出願に、該当する場合の次のうちの 1 を添付すれば足るものとする。

(a) 公証人又は他の所轄公的当局が証明した当該契約の写し。当該人は前記書類が原契約と一致していることを証明するものとする。

(b) 所有権の変更を示す契約の抜粋。この抜粋は公証人又は他の所轄公的当局が証明するものとする。

(c) 1994 年商標法条約に基づく規則において制定された内容の未認証の譲渡証書で、所有者と取得者双方が署名したもの、又は

(d) 1994 年商標法条約に基づく規則において制定された内容の未認証の譲渡書類で、所有者と取得者双方が署名したもの

所有権の変更が合併による場合は、所轄当局が交付した合併の証明書類の写しを添付すれば足るものとする。前記写しと原本との一致は、当該書類を交付した当局、公証人又は他の所轄公的当局が証明しなければならない。

所有権の変更が契約又は合併の結果ではなく、特に、法的基準の適用又は裁判所決定の結果である場合は、当該変更の証明書類の写しを出願に添付すれば足るものとする。当該写しは、それが対応する公的当局が交付した原本と一致している旨を宣言する公証人又は他の所管公的当局が証明するものとする。

第 15 条 委任状

本法定命令に基づき要求される委任状は、私的証書により記載することができる。法人に関しては、条件又は権原証書は、本人が署名した条件又は権原証書と共に寄託されるものとする。

登録の放棄、又は手続、請求その他の手続行為の中止の場合は、委任状の署名は公証人が証明するものとする。これは、当該委任状が外国で付与された場合にも適用されるものとし、署名はペルー領事館員が認証するものとする。

登録出願後に委任状を付与することができ、その場合は、代理人が行った行為は追認されるものとする。

第 16 条 ファイルの記録

手続において提出される書類は、提出されたとみなされないことを条件にそれぞれのファイル番号を含むものとするが、書類の内容が対応するファイルを明確に特定する場合は除く。

第 17 条 証拠

所轄当局は、書類に記載された情報の真実性に関して合理的な疑いが存在する場合は、証拠の提示を要求することができる。

第 18 条 出願の放棄

本法定命令が特定の期間を定める場合を除き、関係当事者が対応するファイルを 30 就業日間停滞させたときは、出願は自動的に放棄されるものとする。ファイルが決議段階にある間は、放棄の根拠はないものとする。

第 19 条 優先権の利益

優先権の利益を享受するためには、優先権を主張する出願は、優先権主張に係る出願の出願日から次の更新不能期間内に提出しなければならない。

(a) 特許及び実用新案については 12 月、並びに

(b) 意匠及び標章の登録については 6 月

例外として、特許又は実用新案の出願については、出願人が前記出願を前記 12 月の期間内に提出することが不可能な場合は、所轄当局は、優先権期間が経過した日から 2 月の期間内に、優先権を回復することができる。

このためには、特許出願が 12 月の期間内に提出されなかった理由を記載した宣誓供述書に、出願人が当然の注意をもって行為したにも拘らず出願不可能だったことを証明する証拠を添付して提出することにより、権利の回復を請求しなければならない。

提出された証拠が不可能を証明するに足らないと当局がみなす場合は、出願人に通知して、30 就業日以内に新しい証拠を提出できるようにし、当該期間の後に、当局は優先権の回復を受理するか否かを決定するものとする。

第 20 条 権利の譲渡

登録出願に起因する権利の譲渡及び該当する場合のライセンスは、工業所有権を構成

する要素から派生するものとする。このためには、本法定命令第 14 条に定める条件が関連する場合は遵守されなければならない。

第 21 条 決定の言渡

工業所有権を付与する決定が言い渡された場合は、所轄当局は、対応する証書又は権原証書を交付するものとする。

第 22 条 手数料の還付

本法定命令に明示的に定める場合を除き、関係当事者が納付した手数料は、還付されないものとする。

第 23 条 訴権濫用の異議申立

工業所有権の構成要素に関する出願に対して提起された訴権濫用の異議申立は、50 UIT 以下の罰金の制裁を受ける可能性がある。

第 24 条 手続の時間枠

本法定命令により規制される行政手続を実施する最長期間は、特別規則の規定又は関連する手続の性質自体に起因する条件を害することなく、180 就業日とする。

第 25 条 手続の停止

所轄当局は、同局に対して提起された手続を停止するものとし、当該手続は、行政手続の開始前に同一の主題を審査するために司法手続が開始された場合、又は訴訟その他の係争が生じ、それぞれの所轄当局の意見において、それがなければ提起された事件が解決できない事前の判断を要求する場合に限り、継続するものとする。

第 IV 編 特許登録に関する規定

第 26 条 情報の開示

決議 486 第 28 条の規定の適用上、当該技術の熟練者が発明の実施をさらに検証する必要がない場合は、発明の開示は、出願日において十分に明瞭かつ完全とみなされる。同様に、出願人が特許出願時に発明を所有していたことを当該技術の熟練者に合理的に示すように説明が明瞭で、詳細かつ完全である場合は、発明は十分に開示されたとみなされ、所有していたことは、出願人が当該発明を実施することができた旨を含意することが了解されている。

第 27 条 出願の補正

特許出願人は、対応する手数料の納付により、処理中の何れの時点でも、出願を補正するよう請求することができる。当初出願に記載された開示に対応する保護の範囲を拡張する補正は、含むことができない。

出願人は同様に、重大な誤りの訂正を請求することができる。

補正が特許クレームに関する場合は、追加クレームごとに、10 クレームまで、対応する手数料を先に納付しなければならない。

第 28 条 訂正

前条の規定を害することなく、方式審査中に、説明又はクレームに省略がある又はその可能性があること、又は図面が完全でないことを所轄当局が認めた場合は、当局は出願人に対し、2 月以内に当該所見を訂正するよう要求することができ、そうしなかった場合は、当該省略は解決されていないとみなされる。

このためには、省略された情報は、適法に主張された優先権に含まれていなければならない。出願人は請求書と共に、主張された出願に記載された省略について出願を補正する可能性を留保する旨を陳述する宣誓供述書を提示して、これを遵守しなければならない。

第 29 条 クレーム

分割出願におけるクレームは、当初出願により保護が求められるのと同じ対象を含んではならないものとする。

同一の発明対象に対して複数の特許を付与することはできないものとする。

第 30 条 公告の内容

出願の抜粋の公告は、次の情報を含むものとする。

- (a) 出願番号及び出願日
- (b) 出願人の名称及び居住国
- (c) 発明の名称
- (d) 発明の要約
- (e) 主張される優先権の完全データ

出願人は、公告を要求する通知から 30 日以内にペルー国公報において公告を実施する

ものとし、公告しない場合は、出願は放棄されたと宣言される。

第 31 条 異議申立

異議申立は、該当する場合は次のものを記載し又は添付させるものとする。

- (a) 異議申立人の特定
- (b) 異議申立人の代理人に付与された委任状
- (c) ファイルの特定及び出願公告日
- (d) 異議申立の事実上及び法律上の根拠
- (e) 主張される事実を証明する証拠，並びに
- (f) 対応する手数料の納付証

第 32 条 不合理な遅延の調整

付与処理において不合理な遅延が生じた場合は、所轄当局は、当事者の請求によってのみ、特許期間を調整するものとする。ただし、特許が医薬品又は医薬手順に関する場合は別とする。

調整は、特許付与処理中に所轄当局が次を上回る不合理な遅延を生じさせた場合に限り一度のみ行うものとする。

- (a) 出願日から特許付与日までの 5 年間，又は
- (b) 実体審査請求から特許付与日までの 3 年間。これに該当する場合は、次の条件を満たした場合に出願がなされたとすることが了解されている。
 - (i) 実体審査手数料納付証が提出され，かつ
 - (ii) 異議申立が提起されなかった特許出願については、ペルー国公報における出願公告から 6 月が経過し，又は 1 若しくは複数の異議申立が提起された出願については、異議申立段階が終了したと宣言されたこと

第 33 条 調整の請求

調整の請求は、失効を条件として、特許を付与する行政当局の決定が言い渡された日から 30 就業日以内に行うものとする。

期間の計算については、特許所有者に帰属する行為のために所轄当局が受けた遅延は、考慮されないものとする。

同様に、偶発事由又は不可抗力の結果として所轄当局側の遅延が生じた場合は、特許期間は調整されないものとする。

提出された出願を評価するときは、所轄当局は次の事項を行うものとする。

- (a) 本法定命令第 32 条の規定に従い、出願処理における期限超過の有無を決定すること
- (b) 不合理な遅延が何であることを証明すること
- (c) 本法定命令第 32 条 (a) 及び (b) に記載する期間が同一の特許出願において生じた場合は、期限を超えたことが了解されるものとし、前段落の規定に従う不合理な遅延が超過した最長の期間から開始したことを判断するためにこれを考慮すること

所轄当局は、不合理な遅延の有無を証明する理由陳述書をもって決定を下し、遅延があった場合は、特許期間の調整を認めるものとする。本決定に対しては、審判を提起

することができる。

第 34 条 調整期間

前諸条に従い認められた調整期間は、次の規則に従うものとする。

- (a) 認められた調整期間は、特許期間の最終日の翌暦日から常に開始する。
- (b) 調整の計算については、所轄当局は、遅延 2 日につき、調整 1 日とみなす。
- (c) 特許の調整期間は、特許期間中に保有されたものと同一の権利及び義務を所有者に付与し、特許の例外及び制限にも服するものとする。

第 35 条 特許所有者に起因する遅延

特許所有者に起因する遅延は、次の通りとする。

- (a) 特許所有者が請求する延長に対応する期間
- (b) ファイルが放棄された時から審判における決定の結果として当該ファイルの処理が再開されるまでの期間。ただし、放棄の原因は所轄当局に起因していないものとする。
- (c) 所轄当局による検討のための出願人の行為に起因するその他の期間

第 36 条 雇用又は服務契約の過程で開発された発明

別段の合意がある場合を除き、雇用又は服務契約の過程で開発された発明は、次の規則に準拠するものとする。

- (a) 目的の全部又は一部が発明活動を行うことである請負、雇用又は服務契約の過程で従業者がなした発明は、これらの依頼人に帰属するものとする。
- (b) 従業者がその職業上の活動に関係して、かつ使用者が提供する手段又は情報を利用して発明を行った場合は、使用者は、使用者が発明の存在を知ったときから 90 日以内に、当該発明の所有権を引き受ける又はその実施の権利を留保する権利を有するものとする。使用者が発明の所有権を引き受ける又はその実施の権利を留保する場合は、従業者は、発明の産業的及び経済的重要性に応じて、企業が提供した手段又は情報並びに発明の遂行を可能にした従業者の寄与を適正に考慮して、十分な報酬を受け権利を有するものとする。当事者間に合意がない場合は、報酬の金額は、促進略式手続の規則に従い民事専門裁判官が確定するものとする。
- (c) 雇用契約が有効である又は服務契約が実行されている間になされた発明で、(a) 及び(b)に規定する事情に該当しないものは、専らその発明者に帰属するものとする。

第 37 条 教育及び研究センターにおいてなされた発明

前条において制定された規則は、その教授又は研究者が行った発明に関して大学、研究機関その他の教育及び研究センターに適用されるものとする。ただし、別段の規定が当該主体の定款又は手順規則に含まれる場合を除く。

企業が発明活動に関わる研究を実施するために大学、研究機関その他の教育又は研究センターと契約を締結した場合は、本条において制定される規則は、契約した研究機関の教授又は研究者がなした発明に関して、当該企業に適用されるものとする。これに該当する場合は、本法定命令第 36 条(a)及び(b)に基づき言及された十分な報酬は、

当該発明をなした教授又は研究者に対して企業が直接、かつ該当する場合は、契約研究機関と合意した報酬とは別に、支払うものとする。

第 38 条 研究のための再投資

研究のために国の融資を受けている主体は、イノベーションによる収益の一部を提供することにより、研究資金の供給を継続的に生じさせて研究者を奨励する目的で、当該発明の商業化から受けるロイヤルティーの一部を再投資するものとする。

第 39 条 第三者による情報の生成

医薬品又は農薬の市販承認申請を裏付けるのに必要な情報を生成するために、有効な特許により保護される主題を第三者が使用する場合は、特許所有者は、特許により付与される権利を行使しないものとする。

前段落に従い製造された製品は、特許が失効した場合は、製品の市販承認要件を満たす目的で、情報の生成のために製造、使用、販売、販売の申出又は国内へ輸入することができる。同様に、市販承認要件を満たす目的に限り、製品は輸出することができる。

第 40 条 強制ライセンス

公共の利益、緊急事態又は国家の安全保障の理由が存在することに関する行政府による宣言の後に、かつ、これらの理由の存続期間に限定して、特許はいつでも強制ライセンスの対象とすることができる。この場合は、請求されたライセンスは付与されるものとする。ライセンスの対象である特許の所有者は、合理的に速やかに通知されるものとする。

所轄国家当局は、強制ライセンスの範囲及び適用範囲を設定し、付与される期間、ライセンスの対象、経済的補償の金額及び条件を特に明記するものとする。

公共の利益、公共の緊急事態又は国家の安全保障を理由として強制ライセンスを付与することは、特許の実施を継続する特許所有者の権利を侵害しないものとする。

第 V 編 保護証

第 41 条 保護証

ペルーに居所を置く発明者で、発明プロジェクトに従事し、その発想を公にすることを要する仕組みを実験する又は構築する必要のある者は、保護証を請求することができ、所轄当局は 1 年間これを付与するものとする。

第 42 条 申請の内容

申請は所轄当局に行うものとし、次のものを含むものとする。

- (a) 申請人及び発明者の特定
- (b) 発明プロジェクトのスペイン語による名称
- (c) 当該技術の熟練者が発明を実施できるように発明プロジェクトのスペイン語による明確かつ完全な説明
- (d) 所定の申請手数料納付証

前段落に掲げる要件の何れかを欠く場合は、申請は、所轄当局により処理のために受理されたとみなされず、申請日を付与されないことになる。

第 43 条 申請の付属物

申請時には、申請に次のものを付属させるものとする。

- (a) 必要な場合は、委任状、及び
- (b) 発明プロジェクトを詳しく説明するために必要な場合は、技術図解及び図面

第 44 条 保護証の所有

この証書の所有は、その所有者に対し、保護対象年において同一の主題について権利を申請しようとする他人について優先権を与えるものとする。何れの場合も、最終特許期間は、保護証の申請時から開始するものとする。

保護証の所有者が 1 年以内に最終特許を出願しない場合は、前段落にいう優先権を喪失する。

第 VI 編 標章登録に関する規定

第 45 条 類似性の判断

2 標識が類似していて消費者に混同及び誤認を生じさせる虞があるか否かを立証する目的で、所轄当局は主として次の基準を考慮するものとする。

- (a) 全体的な外観を考慮して相違点よりは類似点を重視する両標識の逐次評価
- (b) 平均的消費者の認知度
- (c) 商品又はサービスの性質，それぞれの市販又は提供の形式
- (d) 標識の恣意性又は空想性，市場におけるその使用，広告及び評判，並びに
- (e) 標識が同系統の標章群の 1 部か否か

第 46 条 説明的標識

説明的標識については、本法定命令第 45 条に規定する基準に加えて、次の点を考慮するものとする。

- (a) 視覚及び聴覚上の類似性
- (b) 概念上の類似性，並びに
- (c) 標識が一般的及び／又は説明的な語句を含んでいる場合は，最も識別的な語句について分析を実施すること

第 47 条 図的標識

図的標識については、本法定命令第 45 条に規定する基準に加えて、次の点を考慮するものとする。

- (a) 図が類似している場合は，視覚的に同一又は類似の印象を与えるか否か
- (b) 図が異なっている場合は，同一の概念を喚起するか否か

第 48 条 混成標識

説明及び図的要素からなる混成標識については、本法定命令第 45 条，第 46 条及び第 47 条に規定する基準に加えて、次の点を考慮するものとする。

- (a) 図的要素を伴う説明
- (b) 概念上の類似性，及び
- (c) 標識の特徴を特定する目的で，図的要素と比較した説明的側面との関連性の大小

第 49 条 概念上の類似性

説明的標識及び図的標識については，概念上の類似性を考慮するものとする。説明的標識及び混成標識については，本法定命令第 45 条及び第 47 条に規定する基準を考慮するものとする。図的標識及び混成標識については，本法定命令第 47 条及び第 48 条に規定する基準を考慮するものとする。

3 つすべての場合において，本法定命令第 45 条に規定する基準も適用されるものとする。

第 50 条 標章登録出願

標章登録出願は、所轄当局に行うものとする。出願は、分類の 1 又は複数類の商品及びサービスを含むことができ、かつ、次の要素を含むものとする。

- (a) 願書
- (b) スペル、形状若しくは色彩を伴う説明的標章又は色彩との混成の有無を問わない図的標章に関する標章の場合は当該標章の複製。また立体標章又は視覚的に認識不能の標章に関する標章の場合は当該標章の図形表示
- (c) 必要な場合は、委任状
- (d) 所定の手数料納付証
- (e) 出願した標識の登録が拒絶されないために要求される授權、並びに
- (f) 出願人がパリ条約第 6 条の 5 に基づいて規定される権利の喚起を希望する場合は、必要に応じて、付与当局が交付した本国の登録証

第 51 条 願書

標章登録出願の願書は様式に記載するものとし、次を含むものとする。

- (a) 標章の登録請求
- (b) 出願人の名称及び住所
- (c) 出願人の国籍又は居所。出願人が法人の場合は、その所在地を表示する。
- (d) 該当する場合は、出願人の法定代理人の名称及び住所
- (e) 出願人又はその法定代理人の署名
- (f) 標章が純粹に説明的であり、スペル、形状又は色彩に関するクレームを伴わない場合の登録されるべき標章の表示、並びに
- (g) 標章登録出願の対象である商品及び／又はサービスの明示的な表示で、その名称により特定され、商品及びサービスの国際分類に関するニース協定の分類に従ってグループ化されたもの。各グループは、商品又はサービスの当該グループが属する当該分類の類番号が先行し、当該分類の類の順に表示するものとする。

第 52 条 出願日

出願日とは、所轄当局が出願を受領した日とみなされるが、ただし、その受領時点において、少なくとも次の事項が含まれていなければならない。

- (a) 標章登録を求めている旨の表示
- (b) 出願人又は出願を提出した者を特定するデータ、又は所轄当局が当該人と通信できるようなデータ
- (c) 特別なスペル、形状又は色彩を伴う説明的標章に関する標章の場合、又は色彩の混成の有無を問わない図的標章については、登録を求める標章又は標章の複製。また立体標章又は視覚的に認識不能の標章に関する標章の場合は、標章の図形表示
- (d) 標章登録出願の対象である商品及び／又はサービスの明示的な表示
- (e) 所定の手数料納付証

出願日から 15 日以内に、所轄当局は、出願が本条に規定する要件を満たすか否かを審査するものとする。

この審査により、出願が本条に掲げる要件を満たさないと判明した場合は、所轄当局

は、通知日後 60 日以内にこれらの要件を満たすよう出願人に要求するものとする。設定期間内にこれらの要件が満たされた場合は、所轄当局はこれらの要件が満たされた日を出願日とみなす。

設定期間の末日において出願人が陳述された要件を満たしていない場合は、出願はなされなかったとみなされる。

第 53 条 出願の公告

登録出願が本編に定める方式要件を満たす場合は、所轄当局は公告を命令するものとし、公告は、公告命令通知日後 30 就業日以内に実施されるものとする。

登録出願は、出願人の費用によりペルー公報において 1 回に限り公告されるものとし、少なくとも次の情報を含むものとする。

- (a) 出願番号
- (b) 出願人の名称及び国
- (c) 混成の図的標識を含む標章の場合は標章の複製。また立体標章又は視覚的に認識不能の標章の場合は標章の表示
- (d) 標章登録出願の対象である商品及び／又はサービス
- (e) 商品及び／又はサービスが属する類、並びに
- (f) 該当する場合は、優先権の主張又は優先権の行使の有無

公告において、商品及び／又はサービスは名称により特定され、商品及びサービスの国際分類に関するニース協定の分類によりグループ化され、各グループは、商品又はサービスの当該グループが属する当該分類の類番号が先行し、当該分類の類の順に表示するものとする。

第 54 条 異議申立

異議申立は、次の要件を満たすものとする。

- (a) ファイルの正確な特定
- (b) 異議申立人の名称及び居所
- (c) 要求される代理を証明する委任状
- (d) 異議申立の根拠
- (e) 立証証拠の提出
- (f) それぞれの手数料納付証、並びに
- (g) 異議申立が図形又は混成標識の場合は、その正確かつ明瞭な複製を登録又は出願された通りに添付するものとする。

第 55 条 異議申立期間

委任状なしに異議申立がなされた場合は、異議申立当事者は、更新不能の 60 日の間に、この書類を提出するものとする。当該期間は、異議申立通知を送達する通知の受領日の翌日から開始するものとする。この期間が満了した場合は、異議申立は提出されなかったものとみなされる。当初の委任状を提出しなくても、手続の停止とはならないものとする。第 54 条 (d) 及び (f) の規定を満たさない場合は、所轄当局は、要求通知日の翌日から 2 日以内に、異議申立当事者にその省略を是正するよう請求し、そうしな

い場合は、異議申立は提出されなかったとみなされる。
訴権濫用の異議申立は、50 UIT 以下の罰金の制裁を受けるものとする。

第 56 条 標識の併存

事件の両当事者は、同一又は類似の標識の併存に合意することができるが、ただし、所轄当局の意見において、併存が消費者の一般利益に影響を及ぼさないことを条件とする。異議申立がなされなかった登録出願の分析においても、併存合意は考慮されるものとする。

第 57 条 調停審理

手続の何れの段階においても、所轄当局は両当事者を調停審理に召喚することができる。審理は、所轄当局が任命する者が審理するものとする。両当事者が紛争中の主題に関して合意に達し、この合意が第三者の権利に影響を及ぼさない場合は、当該合意を陳述した証書が作成され、執行力を有するものとする。

第 58 条 複数類の登録

1 の出願が商品及びサービスの国際分類に関するニース協定の複数類に属する商品及び／又はサービスを含む場合は、この出願は 1 の登録を生じるものとする。
特定の商品又はサービスを識別する登録標識の所有者は、同一の標識について新たな登録を得ることができるが、ただし、この標識が原登録の対象でない商品又はサービスを特定することを条件とする。新規登録出願は、登録処理に関する本法定命令に定める手順に従って、別途処理されるものとする。

第 59 条 出願の分割

標章出願が多様な商品及び／又はサービスを含む場合は、出願人は、この出願を 2 以上の分割出願に分割して、当初出願に記載された商品又はサービスを配分することができる。

分割出願は、出願の出願日、及び存在する場合は優先権を維持するものとする。

出願の分割は、手続中いつでも請求することができる。このためには、出願人は、当初出願から組直して対応する分割出願を編成した類により分類した商品及びサービスを示す分割請求を提出しなければならない。分割請求には、当該日に署名された書類及び対応する手数料の納付証を添付するものとする。

所轄国家当局は、分割請求を受領したときは、この請求が前段落に定める要件を満たしているか否かを審査するものとする。瑕疵又は不備に気付いた場合は、10 日以内にこれを訂正するように出願人に通知するものとする。瑕疵が訂正されない場合は、分割出願はされなかったとみなされ、当初ファイルが継続して処理されるものとする。

分割出願が受理された場合は、所轄国家当局は、各分割出願について新ファイルを作成し、当初ファイルの完全な写しを各分割出願に含めるものとする。

所轄国家当局は、各分割出願に新番号を割り当てるものとする。

第 60 条 出願の譲渡

本法定命令第 14 条の規定は、関連する場合は、処理中の出願の譲渡に適用されるものとする。

第 61 条 更新請求

決議 486 第 153 条に規定する期限後に提出された登録更新請求は、処理されないものとする。

第 62 条 登録の移転

標章の付与された登録は、特に生存者の間で、又はそれが帰属する企業の有無を問わず承継により移転することができる。

標章登録の移転は、所轄当局において登録することができる。登録しなかった場合は、第三者に関して移転は無効となるものとする。

登録の目的上、移転は書面で行うものとする。

利害関係人は、移転の登録を申請することができる。ただし、移転が混同の危険につながり得る場合は、所轄当局はこの登録を拒絶することができる。

商標移転契約の登録請求に対しては、続く法的措置を害することなく、異議申立は一切されないものとする。

第 63 条 商標ライセンス

登録標章又は登録処理中の標章の所有者は、当該標章を利用するためのライセンスを 1 又は複数の第三者に与えることができる。使用ライセンスは、所轄当局において登録することができる。

登録の目的上、ライセンス付与は書面にて行うものとする。

利害関係人は、ライセンスの登録を請求することができる。

商標ライセンス契約の登録申請に対しては、該当する法的措置を害することなく、異議申立を行うことができない。

第 64 条 修正記録請求

登録に影響を及ぼす修正その他の行為の記録請求は、本法定命令第 50 条及び第 51 条に定める要件、及び該当する場合は本法定命令第 14 条に定める条件を遵守して、所轄当局に提出するものとする。

登録に影響を及ぼす修正その他の行為の記録請求については、該当する法的措置を害することなく、異議申立を行うことができない。

第 65 条 所有権の変更

所有者の登録に列挙された商品及び／又はサービスのすべてには関与しない所有権の変更の場合は、所有権の変更の対象である商品及び／又はサービスに関して別個の登録が作成されるものとする。

第 66 条 不備の訂正

審査により、登録を修正する行為の記録申請が本法定命令において定める方式要件を遵守しないことが判明した場合は、所轄当局は、通知後 60 就業日以内に不備を訂正するように出願人に通知するものとする。手数料の納付については、2 就業日が付与されるものとする。規定された期間の満了時に不備が訂正されていない場合は、申請は放棄されたとみなされる。

第 67 条 ライセンスの場合の責任

商標ライセンスの場合は、ライセンシーは、ライセンス対象の商品又はサービスの品質及び適合性に関する責任を、その生産者又は提供者であるものとして消費者に対して負うものとする。

第 68 条 商標権に関する担保権

標章における権利は、保証として使用するか、又はその他の権利の対象とすることができる。同様に、標章は、標章を使用する企業又は事業とは独立して、債権差押の対象とすることができ、強制執行手続に起因する措置の対象とすることができる。前記の権利及び措置を第三者に対して効力を及ぼすためには、それらに関連する登録簿に記録しなければならない。

第 69 条 登録所有者のデータの修正

標章の登録所有者の名称、住所又は送達宛先に関する変更があり、登録又は該当する場合はライセンスが有効である場合は、登録所有者は、所轄当局にその旨を通知しなければならない。

第 70 条 登録の分割

標章登録が複数の商品及び／又はサービスを含む場合は、所有者はいつでも当該登録を 2 以上の分割登録に分割して、当初登録に列挙された商品又はサービスを配分することができ、そのためには、該当する場合は、本法定命令第 50 条及び第 51 条に定める要件を満たす必要があるものとする。所轄当局は、各分割の手数料の納付について定めるものとする。

登録分割については、該当する場合は、登録出願の分割の手順に従うものとする。

第 71 条 登録の取消

標章登録の取消請求は、所轄当局に提出するものとし、該当する場合は、本法定命令第 54 条に定める手順に従うものとする。同様に、本法定命令第 55 条及び第 57 条の規定が適用される場合がある。

防御の手段としての標章の取消請求は、処理中の異議申立であって、それに対して出願人が自身を防御しようとするもののファイルと同じファイルにおいて提出し、対応する手数料の納付証を添付するものとする。

第 72 条 取消の通知

所轄当局は、登録所有者に対し、本法定命令第 69 条の規定に従って関連の登録出願又は関連の更新に表示された所有者の住所宛に取消請求について通知するものとする。前段落の規定に従って登録所有者に通知できない場合は、民事訴訟法の規定に従い布告による通知を出すものとする。通知費用は、取消請求当事者が納付する。

第 73 条 無効の請求

標章登録の無効請求は、所轄当局に提出するものとし、該当する場合は、本法定命令第 54 条に定める条件を遵守するものとする。同様に、本法定命令第 55 条及び第 57 条の規定が適用される場合がある。

事件が同じ理由に基づく異議申立であって同じ当事者間又は委任状を付与された代理人間でのものの対象であった場合は、無効請求は処理されない。

第 74 条 無効の通知

無効請求が受領された後、この目的で本法定命令第 72 条に従うことを条件として、所轄当局は、2 月の期間内に所有者が理由を立証して関連するとみなされる証拠を提出するように標章所有者に通知するものとする。当該期間の経過に先立ち、関係当事者は、更に 2 月の延長を請求することができる。

本条にいう期間が経過した場合は、所轄当局は、登録無効について決定し、決定をもって当事者らに通知するものとする。

第 VII 編 広告スローガンの登録に関する規定

第 75 条 広告スローガンの登録

広告スローガンの登録は、付与日から 10 年間認められ、更新可能である。
広告スローガンが関連する標章登録の取消、無効又は失効により、前段落に定める期間が満了していなくとも、広告スローガンの取消、無効及び失効も決定される。

第 76 条 広告スローガンの登録標章との関連付け

広告スローガンの登録が有効である間、所有者は所轄当局に対し、この目的で決議 486 第 144 条に定める手順に従うことを条件として、広告スローガンを所有者の名義で同一の類に登録された別の標章と関連付けるよう請求することができる。

第 XI 編 団体標章の登録に関する規定

第 77 条 団体標章

決議 486 第 180 条の規定を害することなく、団体標章は、製品の所定の品質、評判その他の性質がその原産地に基本的に帰属する場合は、特定の地理的場所を原産地として適用される製品を特定する要素で構成することができる。

第 78 条 団体標章に起因する訴訟の提起

団体標章登録に起因する訴訟は、その所有者が提起することができるが、ただし、別段の規定が使用規約において制定されている場合は別とする。団体標章の所有者は、標章を使用できる者の利益のために、標章の無断使用を理由に被った損害に対する賠償を請求することができる。

第 79 条 団体標章の無効、取消及び失効

団体標章の無効、取消又は失効は、商品及びサービスの標章に適用される規則に準拠するものとする。

第 VIII 編 証明標章の登録に関する規定

第 80 条 証明標章

決議 486 第 185 条の規定を害することなく、証明標章は、製品の所定の品質、評判その他の性質がその原産地に基本的に帰属する場合は、特定の地理的場所を原産地として適用される製品を特定する要素で構成することができる。

第 81 条 証明標章に起因する訴訟の提起

証明標章登録に起因する訴訟は、その所有者が提起することができるが、ただし、別段の規定が使用規約において制定されている場合は別とする。証明標章の所有者は、標章を使用できる者の利益のために、標章の無断使用を理由に被った損害に対する賠償を請求することができる。

第 82 条 証明標章の無効、取消及び失効

証明標章の無効、取消及び失効は、商品及びサービスの標章に適用される規則に準拠するものとする。

第 IX 編 商号に関する規定

第 83 条 商号

商号登録出願においては、商号が初めて使用された日を陳述及び証明し、経済活動を明記するものとする。所轄当局は、登録の付与にあたり、商号の最初の使用日を有する出願人に有利に決定するものとする。

第 84 条 証拠

所轄当局は、証拠に関する規定を制定することができるものとし、当該証拠は商号の使用を証明するために提出しなければならない。

第 85 条 出願の公告

商号登録出願の公告は、出願人が同人の費用によりペルー公報において実施しなければならず、次の事項を含むものとする。

- (a) 出願番号
- (b) 出願人の名称及び居住国
- (c) 標識の複製又は該当する場合はその図形表示
- (d) 商号登録出願の対象である経済活動
- (e) 経済活動が属する類及び／又は複数の類、並びに
- (f) 登録出願の対象である経済活動の各々について商号が最初に使用された日

第 86 条 商号に基づく権利の行使

使用又は登録された商号を理由に権利を執行する意思がある場合は、商号所有者は、関連の一般消費者によるペルーにおける同人の使用又は知識を証明して、当該標識により識別され、故に訴訟を提起する原因をなすものと同様又は同様の経済活動を識別するものとする。

第 87 条 追加の実施

本法定命令及び決議 486 の標章の編に関連する規定は、該当する場合は本編に適用されるものとする。

第 X 編 原産地名称に関する規定

第 88 条 原産地名称

ペルー国は、ペルーの原産地名称の所有者であり、その使用許可を付与するものとする。

第 89 条 禁反言

決議 486 第 202 条の規定に加えて、次の場合は、原産地名称を宣言することはできない。

(a) 善意で登録出願された又は善意で既に登録済の標章と混同を生じさせる虞がある場合

(b) 標識の適用が商品であるかサービスであるかに拘らず、所有者が第三者である著名標章の完全な又は部分的な複製、模倣、翻訳、翻字又は転記を構成する場合で、その使用が当該第三者との又はその商品若しくはサービスとの混同又は関連の危険を生じさせる虞がある場合。標章の名声の不公正な使用。その識別力又は商業的若しくは広告的価値の希釈

第 90 条 公告

原産地名称の保護宣言は、ペルー公報において 1 回に限り公告される。

第 91 条 出願の内容

使用許可を得るための出願は、次の事項を含み、添付しなければならない。

(a) 出願人の名称及び居所

(b) 必要な場合は委任状

(c) 出願する法人の存在及び代表権を証明する書類

(d) 使用される原産地名称

(e) 製品の利用、生産又は製造場所の証明。これは権限ある機関が行った現地調査の記録により証明されるものとする。

(f) 原産地名称により識別が求められる製品の特徴の証明書(その構成要素、生産又は製造方法、保護された地理的区域に関する要因を含む)。これは権限ある機関が行った現地調査の記録及び同機関が交付した証明書により証明されるものとする。

(g) 関連する場合は、ペルー技術規格の遵守の証明書

(h) 対応する手数料の納付証

第 92 条 異なる地理的区域

原産地名称により識別される製品の生産と製造が同一地域で行われない場合は、出願人は両地域、すなわち原材料の生産と製品の製造の両方が共に許可地域であり、原産地名称の保護の宣言の対象となっていることを示さなければならない。

第 93 条 許可の遵法性

使用許可出願が本法定命令における要件を満たしていない場合は、所轄当局は出願人

に通知して，15 日の更新不能期間内にこの目的でこれらの条件が遵守されるようにするものとする。

第 94 条 外国での認知

ペルー国は，二国間又は多国間協定を締結することにより，ペルーの原産地名称の外国での認知度を向上させるものとする。

第 XI 編 権利侵害訴訟に関する規定

第 I 章 所轄国家当局の権限

第 95 条 侵害訴訟の処理

侵害訴訟を処理するために、所轄当局は次のことを行う権限を享受するものとする。

- (a) 予備調査を行うこと
- (b) 職権で又は当事者の請求により、侵害手続を開始すること
- (c) 現地調査を行い、他の証拠を処理すること
- (d) 決定の効力を保証する目的で、手続内で又は手続とは別に予防的措置を命じること
- (e) 両当事者を調停審理に召喚すること
- (f) 工業所有権を保護するための制裁を命じること、及び
- (g) 所轄当局が有効な規範的規定に基づき付与された他の権限を行使すること

第 96 条 知的所有権審判室の権限

侵害訴訟を審理するために、INDECOPI の知的所有権審判室は、次のことを行う権限を有するものとする。

- (a) 行政第 2 審及び最終審において所轄当局が発した訴訟可能な行為を再審理すること
- (b) 主張される事実が明確となる証拠を職権で処理し、必要な場合は侵害行為を制裁すること
- (c) 関連する場合は、所轄当局に付与されたものと同じの権限を有する予備的措置を布告すること
- (d) 口頭審理を召喚すること、及び
- (e) 有効な法律規定に基づき同室に与えられた他の権限を行使すること

第 II 章 侵害を構成する行為

第 97 条 侵害行為

侵害行為とは、有効な法制に基づき認められた工業所有権に反して国内で実行される又は実行され得る行為である。

第 98 条 不公正競争

登録工業所有権の構成要素又は著名な識別標識若しくは商号(登録の有無を問わない)に関係する、他人の評判と混同しこれを利用する形式による不公正競争行為に関する訴状は、該当する場合は、専ら工業所有権の所轄国家当局の権限の範囲内であるものとするが、ただし、当該訴状を個々の権利の所有者が提出することを条件とする。

また、工業所有権の構成要素及び工業所有権を構成せずに工業所有権の構成要素の使用に関係する構成要素を含む、他人の評判と混同しこれを利用する形式による不公正競争行為に関する訴状は、工業所有権機関の権限の範囲内であるものとする。

第 III 章 工業所有権の侵害手続

第 1 節 当事者の請求による手続

第 99 条 当事者の請求による手続

当事者の請求により手続が開始される場合は、訴状は次のものを含むものとする。

(a) 原告の完全名称，姓，会社名又は法人名，国家身分証明書類，外国居住者カード又は同等の書類，送達宛先，及び該当する場合は，原告代理人の特定データ。住所が表示されない場合又はこれが不正確，不存在若しくは通知を送付できない住所である場合は，本法定命令第 100 条の規定が適用されるものとする。

(b) 該当する場合は，納税者識別番号

(c) 具体的な請求内容及び事実に関する理由，可能な場合は訴状を裏付ける法的根拠

(d) 署名，又は当事者が署名方法を知らない又は署名することができない場合は指紋

(e) 委任状は，公的証書又は私的証書に記録することができ，次の条件を遵守するものとする。

－ 自然人の場合は，署名は公証人が認証すること

－ 法人の場合は，書類はそのために行為する本人を記載し，その署名は公証人が認証すること

－ 非居住者が委任状を付与した場合は，これらは追加としてペルー領事館員が認証すること

－ 代理人として行為する者の委任状を提示した場合は，代理人の存在及びそれによる代理が証明されること

(f) 侵害がなされた証拠

(g) 被疑侵害者及び通知が同人に送達される場所の特定。被疑侵害者の特定が不明の場合は，このために定められた要件に従い，侵害行為がなされたと推定される場所において，関連の現地調査を請求するものとする。これは，被疑侵害者の特定が現地調査の間にできなかった場合に，被疑侵害者を特定する原告の責任を免じるものではない。被疑侵害者への通知場所が知れない場合は，本法定命令第 100 条の規定が適用されるものとする。

(h) 原告の権利を保護する登録証の特定。訴訟が商号(登録の有無を問わない)に基づく場合は，商号の使用は証明されなければならない。訴訟が著名な識別標識に基づく場合は，当該識別性は証明されなければならない。

(i) 行政処理に関する単一正文(TUPA)に定める規定に従い，各被告に対して訴状を提出するための手数料の納付

(j) 書類の写し及びその添付書類(通知の数による)。提出された証拠が物理的な試料を構成する場合は追加の見本，又はこれがない場合はその表示を含むものとする。

(k) 予防措置が請求され，これを被疑侵害者の構内で実施しなければならない場合及び／又は侵害が被疑侵害者によるものと推定される場合は，所定の手数料の納付後に対応する現地調査が請求されるものとする。

第 100 条 住所

手続を目的とする住所は、当事者自身が表示したものとみなされ、変更が明示的に伝達されるまで、有効とみなされる。

両当事者が不正確又は不存在の住所、又は通知を送付できない住所を表示した場合は、有効な住所とは、手続中に当事者が通知を受領した最後の住所とみなす。

前段落の規定を害することなく、通知規則に関する対応する基準において、次の規則も本編が参照する手続において考慮されるものとする。

(a) 被疑侵害者についての通知

(i) 被疑侵害者に対する訴状の通知は、このために原告が表示した住所宛に送付される。この住所が不正確、不存在又は通知を送付できない住所である場合は、原告は 2 就業日以内に新住所を提供するよう要求されるものとし、そうしなかった場合は、訴状は提出されなかったものとみなされる。

(ii) 原告が表示した住所において被疑侵害者に通知することができなかった場合は、通知を目的とする有効な住所は、被疑侵害者が発見され、少なくとも最初の通知が送付された住所とみなされる。この住所は、異なる住所が通知されるまで、有効とみなされる。

(iii) 前記に定める基準に従い被疑侵害者に通知することができなかった場合は、原告は、当該目的で関連の基準において定められた要件を遵守して、当局が公告 26 を通じて通知を命じるよう請求することができる。

(b) 原告についての通知

(i) 前記に定める基準に従い原告に通知することができない場合は、訴状の提出日又は場合により対応する行政行為の通知不能の日から 30 就業日後に、訴状及び提出された記録は破棄される。

(ii) 通知不能だった行政行為が、手続を終了する行為、行政上の救済を消尽する行為又は第 1 の前記行為後で第 2 の前記行為前に布告された行為の場合は、通知は公告を通じて行われ、その個々の費用は原告が当該手続又は所轄工業所有権機関における他の訴訟に出頭したときに義務が同人に発生するものとする。

(iii) 通知不能だった行政行為が手続を終了させた又は行政上の救済を消尽させた決定の布告後に当事者の何れかが提出した書類に関して規制するものである場合は、当該書類は提出されなかったとみなされる。

第 101 条 省略の訂正

本法定命令第 99 条に定める要件が遵守されない場合は、利害関係人は 2 就業日以内に、生じたとされる省略を訂正するよう通知され、これをしなかった場合は、訴状は提出されなかったとみなされる。

要件が遵守された場合は、訴状は処理のために受理され、その通知が被疑侵害者に送達されるものとする。

第 102 条 訴状に対する異議申立

訴状に対する異議申立は、事件が解決される瞬間まで被疑侵害者が同人の主張を展開して証拠を提示又は提供することができることを害することなく、その通知後 5 就業

日以内(更新不能)に提出するものとする。

訴状に対する異議申立は、該当する場合は、本法定命令第 98 条に定めるのと同様の要件を遵守するものとする。これらの要件が満たされない場合は、被告は 2 就業日以内に、生じたとされる省略を訂正するよう通知され、これをしなかった場合は、異議申立は提出されなかったとみなされる。

前記期間内に被告が訴状に異議申立をしない場合又は被告の陳述における省略を訂正しない場合は、被告は裁判所侮辱と宣言されるものとする。

第 103 条 証拠

両当事者は、次の種類の証拠に限り、提出することができる。

(a) 書類(種類を問わない書面の書類を含む)、印刷書類、写真複写、図解、表、図面、X 線、映画フィルム、その他の視聴覚複製、コンピュータによる通信全般、その他事実、人間の活動又はその結果を含意、含有又は表示する主題及び財産

(b) 検査、及び

(c) 専門知識

例外的に、前段落記載以外の証拠を提出することができる。この証拠は、所轄当局の意見において、事件の解決に関係する場合にのみ、受理される。

第 104 条 立証責任

立証責任は、当人の主張を裏付ける事実を陳述する当事者、又はこれらの事実に対する異議申立し、新たな事実を主張する当事者にあるものとする。

製品の取得方法が主題である特許の侵害が存在すると主張された場合は、その者が製品の取得のために使用した方法が、侵害されたと主張される特許により保護される方法とは異なることを証明するのは、被疑侵害者の責任である。

このためには、別段の証明がされた場合を除き、特許所有者の同意なく製造された同一の製品は、次の場合は、特許方法により取得されたとみなされる。

(a) 特許方法により取得された製品が新規である場合、又は

(b) 同一の製品が当該方法を用いて製造された可能性があり、この方法の特許所有者が合理的な努力を通じて実際に使用された方法を決定することができない場合

第 105 条 費用の負担

専門家鑑定、証拠の処理、検査から生じる費用、その他手続の実施に起因する費用は、これらを請求する当事者が負担するものとする。

第 106 条 証拠の拒絶

所轄当局は、両当事者が提出又は提供した証拠が明白に無関係又は不要である場合は、理由を陳述した決定により、当該証拠を拒絶することができる。

第 107 条 職権による証拠手続

所轄当局は職権により、事実の審査、又は場合により請求された行政上の侵害が存在するか否かを判断するのに関連する書類、情報又は対象を収集するために必要な証拠

手続を行うことができる。

第 108 条 調停審理

手続中の何れの段階においても(訴状の処理が認められる前を含み)、両当事者を調停審理に召喚することができる。審理は、所轄国家当局又はこのために任命された者において行うものとする。両当事者が訴状に関して合意に達した場合は、当該合意を陳述した証書が作成され、執行力を有するものとする。

第 109 条 事件の解決段階

事件が解決段階に入った場合は、所轄当局はこれをファイルに記録するものとする。この段階においては、所轄当局が求める場合を除き、両当事者は追加の証拠を提出してその処理を請求することができない。

特許、実用新案及び意匠の侵害に対する訴状の場合は、対応する実体審査を実施し、それについて原告は要求の通知日から 10 就業日以内に前記審査について対応する支払を行う義務を負い、これをしなかった場合は、訴状は破棄されたとみなされる。

第 110 条 訴訟の時効

侵害訴訟は、所有者が侵害に気付いた日から 2 年間、又は如何なる場合も侵害が最後に行われたときから 5 年間で時効となる。

第 2 節 職権による訴訟

第 111 条 職権による訴訟

侵害訴訟は、該当する場合は本編第 1 節に定める手順に従って、職権で提起することができる。

第 IV 章 予防措置

第 112 条 予防措置の変更

予防措置は、職権による手続中又は当事者の請求により、変更又は停止することができる。

第 113 条 予防措置の終結

予防措置は、決定が手続を終了させるときに限り、終結する。

第 114 条 免責

予防措置は、当該措置を請求する当事者のためにかつ責任において、命じられる。所轄当局は、善意で提起された又は意図された訴訟の場合の予防措置については、職権によるか当事者の請求によるかを問わず、同局が採択した決定に起因し得る責任について免責されるものとする。

第 V 章 捜査及び現地調査の権限

第 115 条 捜査の権限

所轄国家当局は次の捜査権限を有するものとするが、この一覧は網羅的ではない。

(a) 自然人又は法人並びに公的又は私的の主体は、国家的か非国家的か、営利目的か非営利目的かを問わず、種類を問わないすべての書類(帳簿、会社書類、支払の証拠、取引書状及び電子登録簿—これには該当する場合は当該登録簿を読むために必要なプログラムを含む)の提出を要求すること。企業の組織、事業、株主、所有構造に関連する情報を請求すること

(b) このために任命された公務員を通じて、供述の完全かつ信頼できる登録簿を作成するのに必要とみなされる技術手段を利用して、捜査中の者又はその代理人、従業者、職員、監査人、第三者を召喚して事情聴取すること。このためには、所轄国家当局はテープ録音又はビデオ録画を用いることができる。

(c) 事前通知の有無に拘らず、自然人又は法人並びに公的又は私的の主体(国家的か非国家的か、営利目的か非営利目的かを問わない)の構内において調査を実施すること。これらの調査において、帳簿、登録簿、証拠書類及び資産を審査し、生産的処置の進展を定め、それに関与した者であってその上に精査中に必要な情報を提供しなければならない者から陳述を聴取することができる。調査の間、物理的又は電子的保管文書の写し、並びに関連するとみなされる書類又は必要とみなされる場合の写真又はフィルムを作成することができる。調査を実施するために、警察の支援を求めることができる。強制立入が必要な場合は、捜査令状が要求されるものとし、これは最長 24 時間以内に決定される。

(d) 自然人又は法人並びに公的又は私的の主体は、国家的か非国家的か、営利目的か非営利目的かを問わず、調査中の書類、処置及び財産の保全、維持又は無欠を可能にする措置を採択し、必要な場合は、その職務の行使において協力すること

所轄国家当局は、適切とみなす場合は、その捜査権限を譲渡することができる。

第 116 条 虚偽の情報

所轄国家当局に対して虚偽の情報を故意に提供した者、請求された又は採択される決定の目的に関連する情報、帳簿、登録簿又は書類を隠した、破棄した又は改変した者、正当な理由なく自己に要求された情報に関する要件を遵守しなかった者、出頭を拒否した又は所轄国家当局の職務の行使を妨害又は妨げた者は、該当する場合の刑事責任を害することなく、当該行為について 50 UIT 以下の罰金の制裁を受けるものとする。再犯の場合は、罰金は爾後倍額となるものとする。

第 117 条 情報要求

所轄国家当局は、公的主体から情報を要求して受領したデータと他の方法で入手したデータとを照合することができる。秘密情報を受領した場合は、所轄国家当局は関連の保護措置を講じて、関連の規則に従って情報を秘密に保持するものとする。

第 118 条 調査に関する精査

手続の何れかの段階において、又はその開始に先立ち、調査に関する精査を職権により又は当事者の請求により実施することができる。この精査は、所轄国家当局により又はこれが任命した者により実施される。

調査請求は、正式に支持されるものとする。同様に、対応する手数料の納付が証明され、調査が行われる場所が指示される。

当事者が調査を請求した場合は、これらの調査は、出願人との調整後に実施されるものとし、出願人は 30 就業日以内に当該調整を行うものとする。その設定期間が当該調整を行うことなく経過した場合、現地調査が手続の終結を構成する場合又は現地調査と共に被疑侵害者が訴状を通知された場合は、ファイルは破棄されたとみなされる。その他の場合は、手続の段階に応じて、手続は継続する。

現地調査が実施された場合は、当該調査の担当者及びそれに関与した者が署名した証書を作成するものとする。被告、その代理人又は立証の責任者が関与を拒絶した場合は、当該事実は記録されるものとする。

第 119 条 国家警察の介入

証拠の処理に関して、また精査を実施するために、所轄国家当局又は当該目的のために任命された者は、自己の職務を遵守するために国家警察の介入を請求することができる。

第 VI 章 制裁、最終措置及び強制的罰金

第 1 節 制裁

第 120 条 制裁

侵害行為を止め又は当該行為の発生を防ぐために命じられる措置を害することなく、次の制裁を課することができる。

- (a) 警告
- (b) 罰金

所轄国家当局が工業所有権侵害に対して決定し得る罰金は、150 UIT 以下とする。侵害行為から得た実際の不当利益が 75 UIT 相当額を超える場合は、罰金は、侵害行為を通じて得た売上高又は総収入の 20% とすることができる。

再犯は加重事情とみなされ、適用可能な制裁は従前の制裁を下回らないものとする。手続を終結する又は行政上の救済を消尽する決定の条件を債務者が 5 就業日以内に遵守しない場合は、許可される最大限度の罰金が課せられ、その強制徴収が命じられるものとする。債務者が不遵守を継続する場合は、所轄国家当局は、公訴官が適切な刑事手続を命じることを意図して責任当事者を公訴官に告訴できることを害することなく、債務者が決定を遵守するまで、爾後無制限に倍額の罰金を課することができる。

第 121 条 制裁の決定

適用すべき制裁を決定するために、所轄国家当局は、特に次の基準を考慮するものと

する。

- (a) 侵害を犯すことの現実の又は潜在的な不当利益
- (b) 侵害を発見する確率
- (c) 侵害行為の準備及び範囲
- (d) 侵害行為の効果
- (e) 侵害行為の時期
- (f) 侵害行為の反復
- (g) 侵害行為における悪意

必要な場合は、課すべき罰金を調整する目的で、これらの基準も考慮されるものとする。

第 2 節 最終措置

第 122 条 最終措置

侵害行為に対して課される制裁を害することなく、所轄国家当局は、特に次の最終措置を命じることができる。

- (a) 侵害を構成する行為の中止
- (b) 侵害(侵害のために用いた素材及び手段を含む)から生じた製品(梱包、包装、ラベル、印刷物又は広告その他の素材を含む)の商業経路からの撤退
- (c) (b)にいう製品、素材又は手段の輸入又は輸出の禁止
- (d) 侵害の継続又は反復を防ぐために必要な措置
- (e) (b)にいう製品、素材又は手段の破棄、又は被告の施設の一時的又は最終的な閉鎖
- (f) 被告の施設の一時的又は最終的な閉鎖
- (g) 手続を終結する決定の公告及びその関係人に対する通知。その費用は侵害者が負担するものとする。

偽の標章を付した製品に関連して、当該標章の削除又は除去は、これら製品の市場導入防止を意図する措置を伴うものとする。さらに、当該商品は、そのままの状態での再輸出又は異なる税関手続に服することが認められないものとする。

所轄国家当局又は所有者が明示的に授権した者により正式に適格とされた事件は、除外されるものとする。

INDECOPI の知的所有権審判室は、行政第 1 審において最終措置の布告に関して所轄当局が有するのと同じ権限を有するものとする。

第 3 節 強制的罰金

第 123 条 罰金

所轄国家当局が命じた予防措置の遵守を義務付けられた当事者がそれを怠った場合は、同人は 150 UIT 以下の罰金が課されるものとし、罰金の程度については、制裁決定のために定められた基準が考慮される。対応する罰金は 5 就業日以内に納付されるものとし、その期間が経過した場合は、強制徴収が命じられる。

前段落にいう不遵守が継続する場合は、所轄国家当局は、最後に課した罰金の倍額の

新たな罰金を爾後無制限に課することができる。

第 124 条 虚偽の告発

告発が虚偽であること又は合理的な動機がないことを知っていて、罰すべき侵害が自然人若しくは法人又はその他の公的若しくは私的の主体(国家的か非国家的か、営利目的か非営利目的かを問わない)に帰するとして告訴する者は、正式な理由のある決定を通じて、最大 50 UIT の罰金をもって制裁されるものとする。刑事上の制裁又は適切な損害賠償を害することなく、行政上の制裁が適用される。

第 4 節 罰金の減額

第 125 条 罰金の減額

適用される罰金は、侵害者が当該罰金を課す決定に対して審判請求する期間の満了前にその金額を納付した場合は、25%減額されるものとする。ただし、前記決定に対する審判請求が提出されていないことを条件とする。

第 VII 章 費用及び手数料

第 126 条 費用及び手数料

当事者の請求により、所轄国家当局は、敗訴当事者が他方当事者又は INDECOPI が負担した手続の費用及び手数料を納付するよう命じることができる。

第 127 条 理由

所轄国家当局は、金額並びに債務者及び受益者の両方に関して、手続の影響に注意して、かつ、このために勝訴当事者が提示する清算金に従って、これを賦課する決定が言い渡された場合は、理由の陳述を伴う決定を通じて、費用及び手数料に関する判決の範囲を設定するものとする。

費用及び手数料を決定する決定は、言い渡された場合は執行力を有する。

第 VIII 章 手続の終結期間

第 128 条 手続の終結期間

所轄国家当局は、最長 180 就業日以内に、変更事項に関する決定を布告する。

第 IX 章 損害賠償

第 129 条 損害賠償

行政上の救済が消尽した場合は、生じた場合の損害の賠償は、民事上の救済(民事訴訟)を通じて請求することができる。民事訴訟は、行政手続の終結後 2 年間で時効となる。

第 130 条 考慮されない収益

決議 486 第 243 条の規定に加えて、かつ標章の偽造の疑いに関して、侵害者が得た収益で当該侵害に帰属するものは考慮されるが、ただし、賠償額の算定においては、これらの収益は考慮されない。

第 XII 編 審判行為

第 131 条 再審理請求

侵害手続の場合を除き，所轄当局が布告した決定に対しては，その通知後 15 日以内に再審理請求を提起することができ，新たな証拠を添付するものとする。

第 132 条 審判

侵害手続の場合を除き，所轄当局が布告した手続を終了する決定に限り，その通知後 15 日以内に審判を提起することができる。

第 133 条 審判の範囲

侵害手続中に提起し得る審判行為は，手続を終了させる決定，罰金を課す決定，予防措置を命じる決定，手続の継続不可を確定する行為，防御不能につながる行為に対する審判に限定される。

侵害手続において審判を提起する期間は，5 就業日とする。

第 134 条 審判の付与

審判は，提出した証拠の異なる解釈を伴う又は純粹に法律上の問題を伴う新たな書類を提示することにより，決定を布告したのと同じ当局に対して行うものとする。本条及び INDECOPI の行政処理に関する単一正文 (TUPA) において定める要件の充足後，所轄当局は審判を許可し，当該審判を行政第 2 審に付託する。

第 135 条 審判の結果

手続を終了する決定に対する審判は，停止効果を伴って付与される。

罰金に対する審判は，停止効果を伴って付与される。

予防措置を命じる決定に対する審判は，停止効果を伴わずに付与される。

手続の継続不可を判断する行為及び防御不能につながる行為に対する審判は，停止効果を伴って付与される。

該当する場合は，審判は異なる事件記録において処理される。

第 XIII 編 審判手続

第 136 条 審判手続

知的所有権審判室が告訴を受領した場合は、審判の通知が他方当事者(被請求人)に送達されるものとし、被請求人は請求人が同人の審判を提起するために認められた期間に等しい期間内に、その主張を提出することができる。

第 137 条 証拠

書類以外の証拠は受理されないものとする。

ただし、これを害することなく、何れの当事者も発言権を請求することができ、これが事実に関する質問であるか法律に関する質問であるかを明記するものとする。

当該請求を処理するか拒絶するかは、事件の重要性及び影響力を鑑みて、審判室の裁量に任せるものとする。

両当事者が口頭での報告に召喚された場合は、報告は聴聞に出席した者の面前で与えられる。

第 138 条 審判室の決定

関係当事者が所轄当局の決定に対して審判を請求している場合は、知的所有権審判室の決定には、関係当事者に対してより重い制裁の賦課及び最終措置を含むことができないが、ただし、手続の他方当事者により異議申立がなされた場合は別とする。

最終補足規定

第1 工業所有権に関する国内法

本法定命令は、決議 486 及び 632(工業所有権の共通制度)に含まれる規定を補足するために布告され、国内法とみなされる。

第2 他の標識の使用

「登録標章」、「R. M.」又はその他同等物の表示を、ペルー所轄当局における登録標章でない標識と共に使用することは禁止されるものとする。登録標章でないこれらの同定標識を採用した場合は、所轄当局により制裁され、商品は没収され、同定標識は破棄されるものとする。

同様に、「原産地名称」、「A. O」又はその他の同等物の表示を、原産地名称を有さない又は対応する使用許可を所轄当局から得ていない製品に取引において使用することは禁止されるものとする。

本規定が適用される場合は、手続は職権により開始され、該当する場合は、本法定命令が定める規定に服するものとする。

第3 技術報告

工業所有権に対する違反の場合は、公訴官庁が起訴状及び意見書(場合による)を交付する前に、INDECOPI の所轄当局は5日以内に技術報告を交付する。

第4 民事訴訟

利害関係人が民事訴訟の提起を希望する場合は、特別法に含まれる規定が適用される。

第5 補足適用規則

本法定命令に特に規定がない限り、法定命令 No. 807(INDECOPI の権限、規則及び組織に関する法律)、その修正及び差替、法律 No. 27444(行政処理全般に関する法律)、及びその他の関連規則は、これらが工業所有権及び関連の手続に適用される範囲において優先する。

第6 効力

本法定命令は、ペルー共和国及びアメリカ合衆国間で調印した貿易促進協定が発効する時点から施行される。

経過補足規定

第1 適用

本法定命令の施行時点で処理中の記録は、存在する状態において、その規則に従い処理される。

補足廃止規定

第 1 廃止規則

法定命令 No. 823 及び本法定命令に反するその他の規定はここに廃止される。